# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 5件

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和 37 年4月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和12年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月25日から同年4月2日まで

私は、B社(厚生年金保険の適用事業所名は、A社)に採用され、転 勤先のC社(厚生年金保険の適用事業所名は、D社)を退職するまで継 続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、転勤 時の申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被 保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人を記憶する複数の同僚の証言から、申立人がB社に継続して勤務し(同社からC社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人及び同僚の当該異動の時期に係る記憶から、昭和37年4月2日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 37 年2月の社会保険事務所(当時)の記録から 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

# 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 51 年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、54 年3月 21 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 51 年4月から同年9月までは8万6,000円、同年10月から52年9月までは9万8,000円、同年10月から53年7月までは10万4,000円、同年8月から54年2月までは12万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和32年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月1日から54年3月21日まで 私は、昭和51年4月にB社に入社し、54年3月まで勤務していたが、 申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間において、B社の子会社であるA社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名で、同一生年月日の者が、昭和 51 年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、54 年3月 21 日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

さらに、B社は、「申立人の申立期間に係る届出並びに厚生年金保険料の控除及び納付は、A社で行っていた。」と回答していることに加え、A社において申立期間に厚生年金保険の被保険者であった同僚は、「申立人とは申立期間当時、一緒に勤務していた。申立人のほかに同姓同名の者はいなかった。」と供述しており、上記被保険者原票において、申立人以外

に申立人と同姓同名の厚生年金保険被保険者を確認することができないことから、上記未統合の被保険者記録は、申立人の記録であると認められる。これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 51 年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、54年3月21日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者原票の記録から、昭和 51 年4月から同年9月までは8万 6,000 円、同年 10 月から 52 年9月までは9万 8,000 円、同年 10 月から 53 年7月までは 10 万 4,000 円、同年8月から 54 年 2月までは12 万 6,000 円とすることが妥当である。

#### 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年10月1日から13年10月1日までの期間、14年5月1日から15年10月1日までの期間及び19年8月1日から同年9月1日までの期間について、申立人の当該期間の標準報酬月額を、別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を 納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和46年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月1日から21年6月1日まで A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額は、所持している給与明 細票に見合った標準報酬月額より低額となっている。

調査の上、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 10 年 10 月から 13 年 9 月までの期間、14 年 5 月から 15 年 9 月までの期間及び 19 年 8 月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る平成 10 年 10 月から 13 年 9 月までの期間及び 14

年5月から15年9月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないこと、また、19年8月に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届により事業主がオンライン記録どおりの標準報酬月額を届け出ていたことが確認できることから、事業主は、給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年10月1日から14年5月1日までの期間、15年10月1日から19年8月1日までの期間及び同年9月1日から21年6月1日までの期間について、上記給与明細票において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

別添 〈認められる標準報酬月額〉

被保険者期間	標準報酬月額
平成 10 年 10 月及び同年 11 月	36 万円
平成 10 年 12 月	34 万円
平成 11 年 1 月	36 万円
平成 11 年 2 月	34 万円
平成11年3月及び同年4月	36 万円
平成11年5月及び同年6月	34 万円
平成11年7月から同年9月まで	32 万円
平成11年10月から12年9月まで	34 万円
平成 12 年 10 月	38 万円
平成 12 年 11 月	30 万円
平成 12 年 12 月	34 万円
平成13年1月及び同年2月	36 万円
平成 13 年 3 月	32 万円
平成13年4月から同年8月まで	41 万円
平成 13 年 9 月	38 万円
平成14年5月から同年9月まで	22 万円
平成 14 年 10 月から 15 年 2 月まで	26 万円
平成 15 年 3 月	20 万円
平成15年4月から同年9月まで	26 万円
平成 19 年 8 月	38 万円

#### 関東神奈川厚生年金 事案 8888

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和60年9月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月30日から同年10月12日まで 私は、昭和52年3月から平成3年3月までA社に継続して勤務して いたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、A社に継続して 勤務し(同社から同社B事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料 を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人のA社B事業所における雇用保険の資格取得日が昭和60年9月30日となっていることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和 60 年 10 月の社会保険事務所(当時)の記録から、34 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東神奈川国民年金 事案 7211

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年2月から平成3年5月までの期間、5年5月から6年2月までの期間、7年11月から10年3月までの期間、同年8月から同年9月までの期間、同年11月から12年3月までの期間、14年3月及び同年8月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和32年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年2月から平成3年5月まで

- ② 平成5年5月から6年2月まで
- ③ 平成7年11月から10年3月まで
- ④ 平成10年8月から同年9月まで
- ⑤ 平成10年11月から12年3月まで
- ⑥ 平成14年3月
- ⑦ 平成14年8月から同年9月まで

私は、昭和61年2月頃、将来のことを考えて、市役所で国民年金の加入 手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、毎月、郵便局又は金融機関で納付書により納付していた。その保険料の月額については、申立期間①及び②の頃は1万3,300円であったことを記憶しているが、他の申立期間の月額は憶えていない。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の被保険者資格取得日等から、平成7年7月ないし同年8月頃と推認され、その時点において、申立期間①及び申立期間②の一部の期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、当該期間の保険料を納

付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は無い。

また、申立期間①及び②について、申立人は、当該期間の国民年金保険料を毎月、金融機関等で納付書により納付し、その月額は、1万3,300円であったことを記憶していると主張しているが、当該期間の保険料の月額は、6,740円ないし1万500円であり、申立人の主張する金額と 乖離している上、前述のように申立人の国民年金加入手続は平成7年7月ないし同年8月頃と推認され、オンライン記録によると、当該期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録は、同年8月に処理されていることが確認できることから、申立人は、当該期間当時、国民年金に未加入であり、当該期間の保険料を現年度納付することはできない。

申立期間③について、オンライン記録によると、当該期間に係る国民年金被保険者資格の取得の記録は平成 10 年 6 月に処理されていることが確認できることから、申立人は、当該期間当時、国民年金に未加入であり、当該期間の国民年金保険料を現年度納付することはできない。

申立期間④、⑤、⑥及び⑦について、当該期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下である上、申立期間⑦は、14年4月に保険料の収納事務が国に一元化されたことに伴い、事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、記録の過誤は考え難い。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付 していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東神奈川国民年金 事案 7212

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から同年9月まで

私は昭和57年の夏頃だったと思うが、区役所から国民年金保険料の集金 人が自宅に来たときに、「国民年金に加入し、保険料を納付するよう に。」と教えられたので、その場で、その集金人に私の国民年金の加入手 続を依頼し、1か月分の保険料を納付した。

その後、2回目に国民年金保険料の集金人が来た時、今回から2か月分の保険料を納付するよう言われたが、毎回2か月分ずつ保険料を納付することは困難だと伝えたところ、「今回は2か月分納付し、その後については区役所の窓口で相談するように。」と言われたので、2か月分の保険料を納付した。

その翌月頃に、区役所へ行き、年金の窓口で国民年金保険料の納付について相談し、保険料の免除手続を行った。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年の夏頃に国民年金の加入手続をし、その時点から申立期間の国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、同年 12 月と推認でき、申立人の主張する加入手続時期と一致しない上、申立人が主張する納付時期に、当該期間の保険料を納付するためには別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間以前から同一住所地に居住していた申立人に、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当らない。

また、申立期間直後の昭和57年10月から同年12月までの申請免除期間に

ついては、前述の国民年金の加入手続の後、免除申請の手続が行われ、直近 の基準月である同年 10 月からの保険料の免除が認められたものと考えられ、 不自然さはみられない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川国民年金 事案 7213 (事案 1041 の再申立て)

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 12 月から 45 年 11 月までの期間及び 46 年 3 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月から45年11月まで

② 昭和46年3月から48年3月まで

私は、昭和 44 年 12 月頃に、国民年金の加入手続を行ったが、手続場所 等の記憶は無い。

申立期間①及び②の国民年金保険料については、私の母親が、納付して くれていたはずであるが、母親は既に亡くなっているため詳細は分からな い。

前回の申立てにおいて、記録訂正が認められなかったが、昭和 50 年 10 月に市役所か社会保険事務所(当時)の国民年金の窓口担当者から国民年金保険料は全期間納付済みであると言われたこと、及び申立期間当時の 44 年から 48 年頃は、A市だけではなくB市に居住していた時期もあったことを思い出したため、再申立てを行う。

#### 第3 委員会の判断の理由

前回の申立てにおいて、申立人は、会社を退職後、国民年金の加入手続を 市役所の支所で行い、申立期間①及び②の国民年金保険料については、申立 人の母親が、町内会か金融機関で納付していたと主張しているが、i)申立 人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする その母親は既に亡くなっていることから、保険料の納付状況が不明であるこ と、ii)申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年6月に払い出されて いることが確認でき、その時点で、申立期間の一部は時効により保険料を納 付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていた形 跡もうかがえないこと等から、その母親が申立期間の保険料を納付していた ものと認めることはできないとして、既に年金記録確認 C 地方第三者委員会 (当時)の決定に基づき、平成 20 年 12 月 3 日付けで年金記録の訂正は必要 でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、昭和 50 年 10 月に市役所か社会保険事務所の国民年金の窓口担当者から国民年金保険料は全期間納付済みであると言われたこと、及び申立期間当時の 44 年から 48 年頃は、A市だけではなくB市に居住していた時期もあったことを思い出したと述べているが、申立人は、申立期間当時、B市に居住していた具体的な時期等の記憶が無い上、当該市において、申立人の国民年金被保険者名簿等の資料も確認できない。

また、申立人からは、申立期間の国民年金保険料を納付していたこと示す具体的な証言は得られず、新たな情報や資料の提出も無い。

そのほかに年金記録確認C地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 関東神奈川国民年金 事案 7214

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年12月から58年7月までの期間及び59年7月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和36年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年12月から58年7月まで

② 昭和59年7月から63年3月まで

私は、昭和 56 年 12 月に会社を辞めた後、国民年金の加入申込書及び年金手帳が会社から自宅に届いたため、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。

申立期間①及び②の国民年金保険料については、月額 6,000 円から 8,000 円ぐらいの保険料を、自宅に送付されてきた納付書により、毎月、金融機関で納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 12 月に会社を辞めた後、国民年金の加入申込書及び年金手帳が会社から自宅に届いたため、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと主張しているが、申立人は、当該手続を行った場所等の詳細について、記憶が明確でないことから、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の被保険者記録資格取得日等から、昭和63年7月ないし同年8月頃と推認され、申立人の主張する加入手続時期と一致しない上、当該加入手続時点において、申立期間①及び申立期間②の一部の期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

さらに、申立人の主張のとおり、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、

申立人は、当該期間当初から加入手続時期までを通じて同一区内に居住して おり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事 情も見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東神奈川国民年金 事案 7215

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和32年生

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から55年3月まで

私は、昭和54年3月に会社を退職したため、同年6月ないし同年7月頃に、当時居住していた市の市役所で国民年金の加入手続を行った。

加入手続時に、昭和54年4月から加入し、その際に、2、3か月分の国 民年金保険料を納付した記憶がある。

加入手続後の国民年金保険料については、毎月か、半年ごとに納付していたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年6月ないし同年7月頃、当時居住していた市の市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、同加入手続を行った時期、保険料の納付額及び納付方法等についての記憶が明確ではないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に 国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に手帳記号 番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東神奈川国民年金 事案 7216

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 10 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から48年3月まで

私は、昭和55年頃、区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。 申立期間の国民年金保険料については、国民年金に加入した直後に、市 役所の窓口で、遡って過去の保険料を納付することができることを聞き、 後日、郵送されてきた手書きのような納付書により、夫と同じ月数の保険 料額(はっきりした記憶は無いが、夫婦二人分で約38万円ぐらい)を市役 所又は銀行で納付した。

夫と同じ月数の国民年金保険料を夫婦一緒に納付したにもかかわらず、 私だけが申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和55年頃に、その夫と同じ月数の国民年金保険料額を遡って納付したと述べているが、オンライン記録で確認できる夫の特例納付により納付済みとなっている期間(昭和46年10月から53年3月まで)の保険料の二人分の合計額は、62万4,000円となるところ、申立人は納付したとする保険料額の記憶が明確ではない。

また、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和55年6月頃と推認され、当該時点において、i)申立人については、60歳に到達するまでの納付期間と過年度納付及び特例納付により納付されている期間を合計すると、老齢年金の受給資格を満たす納付月数となること、ii)申立人の夫についても、同様に60歳に到達するまでの納付期間と、過年度納付及び特例納付により納付されている期間を合計すると受給資格を満たす納付月数となることが、それぞれのオンライン記録により確認できるこ

とから、申立人は、受給資格を満たすために必要となる納付月数を考慮して、 申立期間直後の48年4月から53年3月までの国民年金保険料のみを特例納 付により納付したものと考えるのが合理的である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

#### 関東神奈川厚生年金 事案 8889

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和25年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月1日から47年3月1日まで 高校卒業と同時にA社に入社し、B地区のCビル内の店舗でD職とし て勤務していた。当該店舗で勤務していた申立期間が、厚生年金保険被 保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が同一店舗で勤務していたとする同僚のうち二人は、申立期間においてA社に係る厚生年金保険の被保険者となっていない。また、複数の同僚が、「厚生年金保険の加入については希望制であった。入社時に説明が無かったため、国民年金に加入していた。」と述べている上、その記憶する入社時期から相当期間経過後に被保険者資格を取得している者が複数存在する。

さらに、A社は平成15年7月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は死亡している上、申立期間当時に取締役で同社が適用事業所ではなくなった際に事業主であった者からは回答を得られないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿には、申立期間における整理番号に欠番が無い上、同社が昭和42年6月1日から加入しているE厚生年金基金及び企業年金連合会は、申立人の加入員記録は確認できない旨回答している。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

#### 関東神奈川厚生年金 事案 8890

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月1日から62年10月1日まで A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、C国の同社の海外 法人に出向していた時期に当たる申立期間の厚生年金保険の標準報酬月 額が、資格取得時に決定された12万6,000円のままとなっている。

しかし、申立期間の給与額は毎年増加していたので、調査の上、申立 期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給料内訳通知書により、申立人の申立期間における給料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における申立期間の標準報酬月額より高額であることが確認できる。

しかしながら、申立人と同時期にC国のA社の海外法人に出向していた複数の同僚の同国滞在中の標準報酬月額は、申立人と同様、出国時の標準報酬月額と同額となっていることが確認できる。

また、申立人及び複数の同僚は、海外勤務を命じられた際に、A社から 給料体系及び社会保険等について、「海外勤務期間中の日本国内の給料は、 給料内訳通知書記載の基準賃金の一定割合(20%)であり、そこから社会 保険料等を控除する。社会保険等の手続については、給料内訳通知書記載 の基準賃金(100%)を基準とする。」と説明があったとしているものの、 B社は、当時の海外勤務規程、賃金規則及び賃金台帳等の資料を保管して いないことから、申立人の申立期間における保険料控除額について確認す ることができないとしている。

さらに、申立人のオンライン記録及び厚生年金保険被保険者原票におい

て、標準報酬月額の遡及訂正や取り消された形跡は見当たらない。

このほか、申立人は、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

#### 関東神奈川厚生年金 事案 8891

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月1日から50年11月1日まで

② 平成元年7月1日から9年8月1日まで

申立期間①にA社で勤務していたにもかかわらず、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

また、平成元年7月1日からB社(現在は、C社)に勤務していたにもかかわらず、資格取得日が9年8月1日となっており、申立期間②が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録により、申立人は、当該期間のうち、昭和48年6月1日から50年8月31日までの期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、昭和 52 年6月8日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所ではないことが確認できる。また、A社は、「当時の資料が残っていないため、申立人の勤務実態は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、複数の同僚は、A社は昭和 52 年 6 月に厚生年金保険の適用事業所になり、それ以前は給与から厚生年金保険料を控除されていなかった旨供述している。

申立期間②について、申立人のB社における雇用保険の資格取得日は、 オンライン記録における申立人の厚生年金保険の資格取得日と同日の平成 9年8月1日となっている。

また、D健康保険組合が保管するデータ及びE厚生年金基金が保管する厚生年金基金加入員台帳及び厚生年金基金加入員資格取得届により、申立人のB社における健康保険及び厚生年金基金の資格取得日はオンライン記録における申立人の厚生年金保険の資格取得日と同日であることが確認できる。

さらに、B社は、平成8年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②のうち、元年7月1日から8年6月1日までの期間は適用事業所ではないことが確認できる。

加えて、C社は「当時の従業員の社会保険の加入記録に係る資料に記載された申立人の資格取得日は平成9年8月1日となっている。」と回答している上、B社が厚生年金保険の適用事業所となった平成8年6月1日に資格を取得した複数の同僚に照会したものの、申立人の勤務実態について具体的な証言を得ることができないことから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできな い。 関東神奈川厚生年金 事案 8892 (事案 4888 の再申立て)

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和10年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月21日から39年6月1日まで 私は、申立期間においてA社に勤務していたので、当該期間を厚生年 金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てたが、記録訂正を 行うことができないとの通知があった。

新たに、前任者及び部下の名前を思い出したので、再度、調査の上、 申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚から提出されたA社に過去在籍した者の交流を目的として作成された名簿に記載された者の約半数の者の厚生年金保険の加入記録が確認できず、同社では、当時、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれること、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無いこと、健康保険の整理番号に欠番も無いことなどから、既に年金記録確認B地方第三者委員会(当時)の決定に基づく平成22年12月22日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、前任者及び部下の名前を挙げているものの、申立人が前任者であったと記憶している者及び部下であったと記憶している同僚6人のうち5人がA社において厚生年金保険の被保険者となっていない上、同僚が申立期間に勤務していたと記憶している複数の者についても、同社における厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

また、A社の被保険者に照会したところ、その記憶する入社時期より数

年経過した後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が複数存在 する。

これらは年金記録確認 B 地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに、同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

#### 関東神奈川厚生年金 事案 8893

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月頃から49年1月頃まで

A社に昭和47年4月頃に入社し、49年1月頃までB職として勤務していたが、厚生年金保険の記録によると、同社に勤務した全ての期間が被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の加入記録(昭和 48 年 6 月 1 日から同年 8 月 15 日まで)及び複数の同僚が申立人を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人と同じB職であったとする複数の同僚は、A社での厚生年金保険の加入について、「試用期間があり、試用期間は厚生年金保険に加入しておらず、勤務していた期間と厚生年金保険の記録は異なる。」と供述している上、C職であったとする同僚は、「B職は、入社後1年ぐらい正社員でない時期があり、その間は厚生年金保険に加入しなかった。」と供述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は無く、申立期間当時、同社が加入していたD基金にも、申立人の加入記録は無い。

さらに、A社は、「資料が残されていないため、申立人の申立期間における在籍及び厚生年金保険料の控除等について、不明。」と回答している。加えて、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除について

確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の

申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。